

宇 城 市 の 奨 学 金 制 度

1 貸付対象者（次のすべてに該当する方）

入学支度金	定期奨学金
①宇城市に居住する人の被扶養者 ②学校教育法に規定する学校等に入学することが確実であると見込まれる方 ③経済的理由により修学が困難であると認められる方、又は、家計急変の事由が生じたことによる経済的困難が継続すると見込まれる方	①宇城市に居住する人の被扶養者 ②学校教育法に規定する学校等に在籍している方 ③経済的理由により修学が困難であると認められる方、又は、家計急変の事由が生じたことによる経済的困難が継続すると見込まれる方

2 貸付額

区 分	入学支度金	定期奨学金
高等学校、専修学校の高等課程	200,000 円	月額 20,000 円
高等専門学校		
短期大学、専修学校の専門課程	400,000 円	月額 25,000 円
大学		月額 30,000 円 又は 月額 50,000 円

3 貸付手続

（1）申請期間

入学支度金	定期奨学金
11月1日～12月28日	4月1日～4月30日 ※家計急変の事由が生じたことによる経済的困難が継続すると見込まれる方については、随時

（2）提出書類

入学支度金	定期奨学金
①奨学金申請書 ②生計を一にする世帯員 <u>全員</u> の住民票（続柄の入ったもの） ③生計を一にする世帯員 <u>全員</u> の所得証明書（中学生以下を除く） ④入学決定を証明する書類（合格通知書等） ※後日で可 ⑤在学証明書（発行日が4月1日以降のもの） ※入学後に提出	①奨学金申請書 ②生計を一にする世帯員 <u>全員</u> の住民票（続柄の入ったもの） ③生計を一にする世帯員 <u>全員</u> の所得証明書（中学生以下を除く） ④在学証明書（発行日が4月1日以降のもの）

- （3）提出先 宇城市教育委員会 教育総務課
 （市役所本庁舎の大規模改修に伴い、教育委員会の場所が変動します。来庁の際は事前にご確認ください。）

- （4）選考方法 日本学生支援機構の第1種奨学生の家計基準などを参考に、宇城市教育委員会の審査により選考します。

(5) 結果通知

次の期日に文書で通知します。

入学支度金	定期奨学金
1 月下旬～2 月上旬	5 月下旬～6 月上旬

(6) 貸付予定

次の期日に、指定の口座に振り込みます。

入学支度金	定期奨学金
2 月下旬～3 月下旬	4 月～ 7 月分…5 月※新規申請分は6 月 8 月～1 1 月分…8 月 1 2 月～3 月分…1 2 月

4 返還

学校等を卒業した日から起算して1 2 か月を経過した日の属する月の翌月から、次の年数内に返還してください。

区 分	入学支度金	定期奨学金
高等学校、専修学校の高等課程	2 年	6 年
高等専門学校		10 年
短期大学、専修学校の専門課程	4 年	4 年
大学（修学年数 4 年）		8 年
大学（修学年数 6 年）		12 年

<問い合わせ先>

宇城市教育委員会 教育総務課 総務係

TEL0 9 6 4 - 3 2 - 1 9 0 7